証券コード　7046
2022年６月２日

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿三丁目２０番２号
Ｔ　Ｄ　Ｓ　Ｅ　株　式　会　社
代表取締役社長　東　垣　直　樹

第９期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第９期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**株主の皆様におかれましては、本株主総会は、極力、書面による事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。**書面による議決権の行使については、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年６月17日（金曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　時　　2022年６月20日（月曜日）午前10時（午前９時30分受付開始予定）
２．場　所　　東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
　　東京オペラシティタワー７階　第２会議室
３．会議の目的事項
　報告事項
　　第９期（2021年４月１日～2022年３月31日）事業報告及び計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役４名選任の件
　　第３号議案　監査役３名選任の件
　　第４号議案　退任代表取締役に対する特別功労金贈呈の件
　　第５号議案　監査役の報酬額改定の件

以　上

◎ 当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染の今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社webサイト（https://www.tdse.jp）にてご案内いたします。お土産のご用意はございません。
感染防止のため、体調が優れない方や、出席者間の適切な距離の確保が取れない場合に、入場をお断りする場合がありますので予めご了承ください。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社webサイトに掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．会社の現況に関する事項

1-1.　事業の経過及びその成果

当事業年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症は感染対策が施されているものの変異株により拡大の波が断続的に到来しています。また、ロシアによるウクライナへの侵攻による国内経済への影響もインフレなどの形で今後も出てくるものと思われます。

一方で、このような経済環境においても、各企業のデジタル活用の意欲は衰えず先進的なAIやIT技術を活用した市場は中長期的な拡大が見込めるものと考えております。

このような状況の下、当社はフロー型ビジネスではデータ解析技術およびDX/AIコンサルティングを基に、デジタルマーケティングを活用した新規顧客開拓を図るとともに、既存顧客の深耕により、受注拡大に努めてまいりました。また、ストック型ビジネスではCognigyを活用したコロナワクチン接種予約ボットおよび小売業における問合せ・来店予約のAIチャットボット、既存文書からのQA自動作成サービス「QAジェネレーター」、Netbaseを活用したインフルエンサー分析サービス「SNS-LINK」の提供を開始し、サブスクリプションサービス充実にむけた取組を推進しております。

以上のとおり取組んできました結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は、特にフロー型ビジネスでは案件の大規模化が進み、またストック型ビジネスではNetbaseの新規顧客獲得が進んだことで、堅調に推移し、1,723,649千円（前年同期比30.2％増）となり、利益面では、事業強化を目的とした技術社員の増強や非対面での営業推進やデジタル技術等を用いてのマーケティングの強化を行いながらも、営業利益は217,989千円（前年同期比330.4％増）、経常利益は219,547千円（前年同期比220.0％増）、当期純利益は148,331千円（前年同期は190,881千円の当期純利益[注１]）となりました。

注１：前年度においては、特別利益として投資有価証券売却益207,375千円が計上されています。

なお各四半期（各三ヵ月間）では、以下のとおりとなっており、第２四半期会計期間以降では営業利益、経常利益、四半期純利益とも利益を確保しております。

	第１四半期 会計期間	第２四半期 会計期間	第３四半期 会計期間	第４四半期 会計期間
売上高　（千円）	316,599	418,250	482,140	506,658
営業利益　（千円）	△11,916	72,109	84,339	73,457
経常利益　（千円）	△11,510	72,155	84,617	74,285
四半期純利益　（千円）	△8,833	49,287	57,753	50,123

1-2.　設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は11,104千円であり、主として、業務の効率化及びリモートワークへの対応を目的とした、社内ワークフローシステム及び基幹システム構築に対する投資であります。なお、設備投資の金額は無形固定資産への投資を含んでおります。

1-3.　資金調達の状況

該当事項はありません。

1-4.　財産及び損益の状況の推移

	第６期 (2019年３月期)	第７期 (2020年３月期)	第８期 (2021年３月期)	第９期 (当事業年度) (2022年３月期)
売上高（千円）	1,351,729	1,377,117	1,323,880	1,723,649
経常利益（千円）	212,024	127,706	68,611	219,547
当期純利益（千円）	146,282	90,370	190,881	148,331
１株当たり当期純利益（円）	76.40	44.08	93.11	72.19
総資産（千円）	1,539,591	1,955,969	1,804,088	2,051,533
純資産（千円）	1,350,297	1,300,720	1,590,465	1,708,297

（注）１．当社は、2018年11月６日付で普通株式１株につき２株の割合の株式分割を行っております。第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

２．１株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数によって算出しております。

３．当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日）等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

1-5. 対処すべき課題

当社は、2021年12月に更なる成長に向け、新たなビジョン「データを活用した可能性に溢れた豊かな社会」を掲げ、社会や顧客企業に対して「データに基づいて意思決定を高度化する」ことを当社の社会的役割と位置付け、「コンサルティングサービス(フロー型ビジネス)」と「サブスクリプションサービス(ストック型ビジネス)」の両軸で事業を推進しております。

現在、各事業の売上比率は、「コンサルティングサービス」が90%程度、「サブスクリプションサービス」が10%程度でとなっております。直近は、「継続的な売上成長の確立」を重点的な取組とし、「コンサルティングサービス」による持続的な売上成長を維持しつつ、「サブスクリプションサービス」での積み増しによる高成長の実現に取り組んでまいります。

(1) コンサルティングサービス（フロー型ビジネス）による継続的な売上成長

創業以来蓄積してきたデータ活用の実績とノウハウを用いて、DX/AIアセスメント～データ分析～システム実装、教育までを一気通貫で提供することで顧客と中長期にわたる関係を構築し、「大規模×長期化」による累積売上最大化を目指してまいります。今年度は以下を重点的に取り組んでまいります。

・人財の採用と定着

事業成長のためには、優秀なデータサイエンティストおよびデータエンジニア等のDX人財の採用と定着が必要不可欠であることから、採用体制および採用広告を強化すると共に、定着強化に向けた各種制度の見直しを図ることで執務環境の充実度向上を図ります。

・最新技術のキャッチアップ

当社の属しているAI関連技術の革新速度は非常に早く、社会や顧客内のデータ活用領域を拡大するためにも、最新技術のキャッチアップは不可欠と考えております。常に最新技術をキャッチアップするために、社員間で最新の論文や事例などを共有する意識の醸成を図ると共に、最新技術のキャッチアップと共有する仕組みの強化を図ります。

・パートナー企業との連携

より多くのパートナー企業と協力体制を強化することで、DX人財を確保し売上の拡大を図ります。

・デジタルマーケティング強化

コロナ禍によりデジタルマーケティングによる新規営業の重要性が加速したことから、弊社創業以来蓄積してきたノウハウを活用したコンテンツによる情報発信を拡充すると共に、会社認知度の向上に向けた取組を強化します。

(2) サブスクリプションサービス（ストック型ビジネス）による高成長への取組強化

現在、サブスクリプションサービスとしては、グローバルで活用されているSNS分析AIツール「Netbase」、対話型AIプラットフォーム製品である「Cognigy」を中心に売上拡大を推進しております。また、マーケットニーズを取り入れた当社AI製品の拡充にも取り組んでまいります。今年度は製品毎に以下を重点的に取り組んでまいります。

・当社AI製品の拡充

現在、当社は創業以来、数多くのAI技術を蓄積するライブラリー「scorobox」の充実を図っており、これを活用したAI製品の提供に取り組んでおりますが、今後はマーケットニーズに重点を置き、テストマーケティングなどを取り入れながら、製品開発を進めてまいります。現在、以下のAI製品のテストマーケティングを実施しており、マーケットニーズを取り込みながら製品化に向けた判断を実施してまいります。

- QAジェネレーター

規約やマニュアルなど構造化された文章よりTDSE独自の自然言語処理とオントロジー技術を活用し、質問(Q)と回答(A)を自動生成し、企業内の各種問合せ業務の自動化の仕組みを効率的に構築できるサービス

- SNS-LINK

SNS上の話題の中心的なコミュニティやマイクロインフルエンサーを探索し、企業のデジタルマーケティングを強力にサポートするサービス

・Netbase/Cognigyによる売上拡大

サブスクリプションサービスであることから、売上拡大のためには、新規顧客獲得と既存顧客の継続利用がカギになります。そのため、デジタルマーケティングによる認知度向上と営業体制を強化することで、新規顧客の獲得と継続に向けたサポート強化を図ります。また、各製品の弊社代理店数を増やすことで自社だけでなく、代理店による更なる売上拡大に取り組んでまいります。

(注)

Netbase　：米国発、TwitterなどのSNS投稿をリアルタイムで分析できる自然言語解析技術(NLP)を有するAI製品です。競合サービス分析やキャンペーン反応から消費者の興味・関心度が分析でき、また炎上防止やリスク分析など様々な用途に活かすことができます。50以上の言語に対応しています。

Cognigy　：ドイツ発、VUIやChatbotなど音声やテキストによる対話サービスに対して、最先端の22言語に対応した自然言語処理（NLP)と自然言語理解（NLU)技術を用いて自動応答を可能とする対話型AIプラットフォーム製品です。ユーザーインターフェイスに優れ、LINE・Facebook・Slack・WhatsApp・Twilioなど20以上のコミュニケーションツールと連携可能で、短期間で業務システムと連携した自動化サービスを構築することができます。音声やテキストによるCRMと連携した24時間顧客問合せの自動応答や、販売オーダーの自動化に至っては決済機能と連携することで一貫した顧客サービスが実現できるなど、対話接点がある業務に関し、幅広くサービスを提供することができます。

1-6.　主要な事業内容（2022年３月31日現在）

当社は、データ経営を目指す企業の課題に対し、データ経営診断及びデータ解析支援、AI人材教育等の総合的なソリューションと、独自AI製品「scorobo」シリーズや他社AI製品などを活用したサブスクリプションサービスを提供しております。

1-7.　主要な事業所（2022年３月31日現在）

本　　社：東京都新宿区西新宿三丁目20番２号

1-8.　従業員の状況（2022年３月31日現在）

従業員数（名）	前期末比較増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
114（６）	３名増	35.4	3.8

（注）　従業員数は就業人数（嘱託社員及び社外から当社への出向者を含む）であり、従業員数の（　）外書きは、臨時従業員（人材派遣会社からの派遣社員を含む）の年間の平均雇用人数（1日８時間換算）としています。

２．会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　8,000,000株
② 発行済株式の総数　2,200,000株（自己株式143,026株を含む）
③ 当事業年度末の株主数　1,998名
④ 大株主（上位10名）

株　主　名	持　株　数	持株比率
㈱テクノスジャパン	380,000株	18.47%
城　谷　直　彦	166,250株	8.08%
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	160,000株	7.78%
㈱エヌ・ティ・ティ・データ	160,000株	7.78%
城　谷　紀　子	80,000株	3.89%
白　井　孝　秀	60,000株	2.92%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	43,200株	2.10%
和　田　吉　満	22,200株	1.08%
林　　健　吾	22,100株	1.07%
TDSE従業員持株会	21,900株	1.06%

（注） 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式143,026株を除く）の総数に対する割合であり、小数第３位を四捨五入して表示しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

取締役に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	7,000株	４名

３．会社役員に関する事項

3-1.　取締役及び監査役の状況（2022年３月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	城　谷　直　彦		
代表取締役社長	東　垣　直　樹		
取締役	浦　川　　健	執行役員専務 管理担当	
取締役	池　野　成　一	執行役員常務 技術(ストック型ビジネス)担当	
取締役	唯　野　安　志		
常勤監査役	花　畑　彦子郎		
監査役	徳　賀　芳　弘		京都大学名誉教授 京都大学産官学連携本部特任教授 京都先端科学大学理事・経済経営学部長 金融庁　企業会計審議会会長
監査役	宮　本　竜　哉		㈱イエルバ・ブエナ代表取締役

（注）１．2021年６月25日開催の第８期定時株主総会において、徳賀芳弘氏は監査役に選任され、就任いたしました。
２．監査役伊藤峰秋氏は2021年６月25日に辞任いたしました。
３．取締役唯野安志氏は社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
４．監査役花畑彦子郎氏、徳賀芳弘氏及び宮本竜哉氏は社外監査役であり、３氏とも東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
５．監査役徳賀芳弘氏は、重要な兼職の状況に記載の豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

3-2.　役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役・監査役・執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

3-3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

１．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るに十分なものとし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

２．報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定金銭報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。株式報酬は譲渡制限付株式とし、役位、職責に応じて他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら総合的に勘案して決定した額の譲渡制限付株式を、毎年の定時株主総会の後に交付する。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役を退任するまでの期間とする。但し、対象となる取締役が当社の取締役会が定める期間が満了する前に退任した場合には、当社は、譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

３．金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

４．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額および譲渡制限付株式の額または数については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の個人別の報酬額および譲渡制限付株式の額または数の決定（業務執行取締役の種類別の報酬割合の決定を含む。）とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう決定をしなければならないことを申し伝えるものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2018年６月21日開催の第５期定時株主総会において年額80,000千円以内と決議されております（使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名です。

取締役の株式報酬は、2021年６月25日開催の第８期定時株主総会において、譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年22,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を調整する。）とし、またその総額は、年額24,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除きます。）の員数は４名です。

監査役の金銭報酬の額は、2016年12月20日開催の臨時株主総会において年額12,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

役員の報酬額の決定権限は、取締役会の決議により代表取締役に再一任しており、代表取締役は、各取締役の担当業務及びその内容、経済情勢等を考慮し報酬額を決定しております。取締役会は、役員の報酬額の決定過程において、その決定権限を有する者を適正に選任しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（84,600千円）	報酬等の種類別の総額（84,600千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（うち社外取締役）	83,700千円（3,600千円）	73,200千円（3,600千円）	－	10,500千円（－千円）	5（1）
監査役（うち社外監査役）	11,400千円（11,400千円）	11,400千円（11,400千円）	－	－	4（4）

（注）１．当事業年度末現在の人員は、取締役５名（うち社外取締役１名）、監査役３名（うち社外監査役３名）であります。

２．非金銭報酬等として取締役（社外取締役を含まない）に対して株式報酬を交付しております。当該報酬の交付状況は２．会社の株式に関する事項に記載のとおりです。

3-4. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

地位	氏名	兼職先	兼職の内容	当社との関係
監査役	徳　賀　芳　弘	京都大学 京都大学 京都先端科学大学 金融庁 企業会計審議会	名誉教授 産官学連携本部特任教授 理事・経済経営学部長 会長	―
監査役	宮　本　竜　哉	㈱イエルバ・ブエナ	代表取締役	―

② 当事業年度における主な活動状況

（ア）取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

地位	氏名	活動状況
取締役	唯　野　安　志	当事業年度における取締役会16回中16回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	花　畑　彦子郎	当事業年度における取締役会16回中16回、監査役会14回中14回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	徳　賀　芳　弘	当事業年度に就任して以降開催された取締役会11回中11回、監査役会10回中10回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	宮　本　竜　哉	当事業年度における取締役会16回中15回、監査役会14回中13回に出席し、豊富な経験をもとに議案審議等に必要な発言を行っております。

（イ）社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

唯　野　安　志	経営全般に関する豊富な経験と高い見識を有しており、当社の企業統治へ貢献等頂くことを期待いたしておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言を頂くなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たして頂いております。

4．会計監査人に関する事項

4-1.　会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

4-2.　当事業年度に係る監査法人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

（注）１．会計監査人の報酬等について監査役会が総合的に検討した結果、以下の理由からその報酬は妥当であると認めました。

・当社を継続的に監査しており、監査の品質・効果において満足する成果を上げている。
・前事業年度の実績と当事業年度の計画を比較し、監査内容・監査工数が妥当である。
・報酬単価が前事業年度以前と比較して妥当な水準である。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはそれらの合計額を記載しております。

4-3.　非監査業務の内容

該当事項はありません。

4-4.　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任の議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

５．会社の体制及び方針

5-1.　業務の適正を確保するための方針

当社は、会社法第362条第５項に基づき、同条第４項第６号並びに会社法施行規則第100条第１項及び第３項の各号に定める業務の適正を確保するために必要な体制に関する基本方針を決議しており、その概要は次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 取締役及び使用人が業務を遂行するにあたり遵守すべき基本的事項、及びコンプライアンスの取組みについて「企業行動規範」、「コンプライアンス規程」に定め、周知徹底する。
- コンプライアンス重視の経営を実践するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
- 内部通報制度を設け、法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合に直接通報する手段を確保し、不正行為等の早期発見と是正を図る。
- 内部監査部門を設置し、定期的に業務執行及びコンプライアンスの状況等の確認、内部統制システムの適正性、効率性の検証等を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務執行に係る議事録等の文書その他の情報は、法令及び社内規程に基づき、適切に保存、管理する。
- 取締役及び監査役は、これらの文書を必要に応じ閲覧できるものとする。
- 情報セキュリティ管理の基本的事項について「情報セキュリティ管理規程」に定め、情報セキュリティの維持・向上のための対策を実施する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- リスク管理に関して必要な事項について「リスク管理規程」に定め、リスクの発生防止に係る整備、発生したリスクへの対応等を行う。
- リスクを一元的に把握、管理するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクの管理を適正に行い、リスク発生を未然に防止し、リスク発生時の対処を行う体制を構築・強化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 毎月１回、定例の取締役会を開催するほか、必要に応じて随時に開催し、重要事項の審議及び決定を行う。
- 執行役員制度を採用し、取締役会で選任された執行役員が取締役会が決定した基本方針に従って業務を執行する。
- 取締役及び執行役員の職務執行状況については適宜取締役会に報告する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・企業集団における業務の適正を確保するための体制が必要になった場合には、速やかに当該体制を構築する。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

・監査役が補助使用人を置くことを求めた場合には、監査役と取締役が協議の上、使用人を置く。
・補助使用人は監査役の指揮命令によりその職務を行い、取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。
・補助使用人の人事評価、異動等については監査役の同意を得た上で決定する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席し、取締役及び使用人の職務の執行状況について報告を求めることができる。
・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項、法令・定款に違反する事項その他コンプライアンスに関する重要な事項を知ったときは、すみやかに監査役に報告する。
・取締役及び使用人は、内部通報制度を利用して監査役に報告することができ、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求め、自ら事実関係を調査することができる。
・監査役への報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

(8) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

・監査役が職務執行について生ずる費用に関して支払（前払又は償還を含む）を求めたときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を支払う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役は代表取締役及びその他の取締役との間で適宜意見交換を行う。
・監査役は内部監査部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行い、互いに連携を図る。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

・金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に適切に対応するため、財務報告に係る内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば適宜是正し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

(11) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその体制

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求には一切応じないことを基本方針とする。

・「企業行動規範」に「反社会的勢力との関係の排除方針」を規定し、周知するとともに、反社会的勢力の対応部署を定め、外部専門機関との連携を図るなど、反社会的勢力に対して組織的に毅然とした姿勢で対応する体制を整備する。

5-2. 業務の適正を確保するための体制と運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

(2) コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(3) リスク管理体制

リスク・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、リスクの把握、回避、軽減策の検討等を行っております。

(4) 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

5-3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対し会社の業績に応じた適正な利益還元に加え、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えるため内部留保の充実を図ることが重要であると考えております。この方針に従い、剰余金の配当は会社の業績や財務状況、配当性向等を総合的に勘案のうえ決定しております。

貸　借　対　照　表

（2022年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**1,891,573**	**流動負債**	**323,236**
現金及び預金	1,613,509	買掛金	24,184
売掛金及び契約資産	201,835	未払金	25,418
仕掛品	426	未払費用	26,532
貯蔵品	644	未払法人税等	61,477
前渡金	43,672	未払消費税等	49,382
前払費用	31,484	前受金	63,310
固定資産	**159,960**	預り金	12,763
有形固定資産	**19,008**	賞与引当金	60,168
建物	36,572	**固定負債**	**20,000**
減価償却累計額	△18,965	資産除去債務	20,000
工具、器具及び備品	2,942	**負債合計**	**343,236**
減価償却累計額	△1,541	（純資産の部）	
無形固定資産	**16,896**	**株主資本**	**1,708,297**
ソフトウエア	16,896	**資本金**	**833,180**
投資その他の資産	**124,055**	**資本剰余金**	**287,726**
長期前払費用	2,895	資本準備金	279,680
繰延税金資産	38,560	その他資本剰余金	8,046
敷金及び保証金	74,220	**利益剰余金**	**637,521**
その他	8,379	利益準備金	4,215
		その他利益剰余金	633,306
		繰越利益剰余金	633,306
		自己株式	**△50,130**
		純資産合計	**1,708,297**
資産合計	**2,051,533**	**負債及び純資産合計**	**2,051,533**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		1,723,649
売上原価		1,018,048
売上総利益		705,600
販売費及び一般管理費		487,610
営業利益		217,989
営業外収益		
受取利息	14	
為替差益	4	
確定拠出年金返還金	839	
その他	699	1,557
経常利益		219,547
特別利益		
保険解約返戻金	144	144
特別損失		
固定資産除却損	292	
リース解約損	529	821
税引前当期純利益		218,869
法人税、住民税及び事業税	93,979	
法人税等調整額	△23,441	70,538
当期純利益		148,331

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金
						繰越利益剰余金
当期首残高	833,180	279,680	―	279,680	4,215	525,974
当期変動額						
剰余金の配当						△40,999
当期純利益						148,331
自己株式の処分			8,046	8,046		
当期変動額合計	―	―	8,046	8,046	―	107,331
当期末残高	833,180	279,680	8,046	287,726	4,215	633,306

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	利益剰余金合計			
当期首残高	530,189	△52,583	1,590,465	1,590,465
当期変動額				
剰余金の配当	△40,999		△40,999	△40,999
当期純利益	148,331		148,331	148,331
自己株式の処分		2,453	10,500	10,500
当期変動額合計	107,331	2,453	117,831	117,831
当期末残高	637,521	△50,130	1,708,297	1,708,297

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

（　自　2021年４月１日
　至　2022年３月31日　）

１．重要な会計方針に係る事項

１．資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品　　最終仕入原価法を採用しております。

(2) 仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　　７年
工具、器具及び備品　４年

(2) 無形固定資産　　自社利用のソフトウエア
社内における見込利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

賞与引当金　　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) アナリティクス・コンサルティング等	役務を提供する契約期間にわたり、作業時間に応じて収益を認識しております。
(2) 受注制作のソフトウェア開発等	契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて契約期間にわたり収益を認識しております。 なお、契約期間等の重要性が低いものについては成果物の検収時又は役務の完了報告時に一括して収益を認識しております。
(3) AI製品のライセンス使用許諾及び関連サービス	AI製品のライセンス使用許諾及び関連サービスに係る契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて契約期間にわたり収益を認識しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2．会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる影響額は軽微です。収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

3．貸借対照表に関する注記

顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

売掛金	201,835千円
契約資産	－ 千円

4．損益計算書に関する注記

売上高のうち、顧客との契約から生じる収益　　1,723,649千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

１．当該事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,200,000株

２．当該事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

普通株式　143,026株

３．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種　類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年５月14日取締役会	普通株式	40,999	利益剰余金	20	2021年３月31日	2021年６月11日

（注）１株当たり配当額には特別配当10円が含まれております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種　類	配当金の総額(千円)	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年５月13日取締役会	普通株式	20,569	利益剰余金	10	2022年３月31日	2022年６月３日

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,630千円
資産除去債務	6,120千円
減価償却費	3,199千円
研究開発費	1,697千円
賞与引当金	21,162千円
その他	4,588千円
繰延税金資産合計	41,398千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,838千円
繰延税金負債合計	△2,838千円
繰延税金資産純額	38,560千円

７．リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、什器備品等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

これらのリース取引は、全て事業内容に照らして重要性が乏しく、かつ、リース契約１件当たりの金額が少額であるため、注記を省略しております。

８．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は、将来の為替変動リスクを回避する目的としており、投機目的のための取引は実施しない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、ほとんどが２ヶ月以内の支払期日であります。また、買掛金の一部は外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

当社は、「与信管理規程」に従い、営業債権について取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、月次に資金繰り表を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
敷金及び保証金	74,220	74,220	―

（注）「現金及び預金」「売掛金及び契約資産」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しております。

３．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に必要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

合理的に見積もった返還期日までの将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算出しております。

９．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	830円　49銭
２．１株当たり当期純利益	72円　19銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年５月18日

ＴＤＳＥ株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　崎　　哲

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　下　川　高　史

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、TDSE株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画並びに重点監査項目等を定め、監査役会を毎月開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、執行役員会議等その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査を担当する太陽有限責任監査法人からは事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

３．監査役の意見について

監査役の異なる意見はありません。

４．後発事象について

記載すべき後発事象はありません。

2022年５月19日

ＴＤＳＥ株式会社　監査役会

常勤監査役　　花　畑　彦子郎　㊞

社外監査役　　徳　賀　芳　弘　㊞

社外監査役　　宮　本　竜　哉　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年９月１日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）

現　行　定　款	変　　更　　案
（新設）	（電子提供措置等） 第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新設）	（附則） １．変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。 ３．本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役 城谷直彦、東垣直樹、浦川健、池野成一、唯野安志の５氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	東垣直樹（とうがき なおき） （1981年1月21日）	2003年４月　㈱テクノスジャパン入社 2017年４月　同社ソリューションセンター副センター長 2017年９月　当社執行役員エンジニアリンググループ長 2018年７月　当社執行役員技術・営業統括エンジニアリンググループ長 2019年１月　当社執行役員技術統括 2019年２月　当社執行役員常務技術統括 2019年６月　当社取締役執行役員常務技術統括 2019年７月　当社取締役執行役員常務技術統括統括長 2020年５月　当社取締役執行役員常務 2020年６月　当社代表取締役社長（現任）	16,450株
2	浦川健（うらかわ たけし） （1965年12月19日）	1989年４月　㈱太陽神戸銀行（現　㈱三井住友銀行）入行 1991年10月　さくら投資顧問㈱（現　三井住友DSアセットマネジメント㈱）出向 2002年１月　国民年金基金連合会出向 2004年１月　㈱三井住友銀行帰任 2017年５月　当社出向 管理グループ長 2018年５月　当社入社 執行役員管理グループ長 2018年６月　当社取締役管理グループ長 2018年９月　当社取締役執行役員専務管理統括長　兼　管理グループ長 2020年５月　当社取締役執行役員専務管理統括長（現任）	250株
3	池野成一（いけの せいいち） （1968年10月25日）	1997年２月　㈱アリスエフ入社 2000年９月　ユニコテクノス㈱（現　日本ラッド㈱）入社 2008年12月　㈱ブレインチャイルド入社 2014年２月　当社執行役員マーケティング＆セールスグループ長 2018年６月　当社執行役員ソリューショングループ長 2019年１月　当社執行役員技術統括 2019年６月　当社取締役執行役員常務技術統括 2019年７月　当社取締役執行役員常務技術統括副統括長 2020年５月　当社取締役執行役員常務（現任）	850株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	新任 宮本竜哉(みやもとたつや) (1964年６月７日)	1991年４月　日本ジョンソン・アンド・ヒギンズ㈱(現　マーシュジャパン㈱)入社 2001年４月　筑波大学ビジネス科学研究科非常勤講師就任 2001年10月　KPMGビジネスアシュアランス(現　有限責任あずさ監査法人)入社 2004年８月　日本オラクル㈱入社 2007年７月　㈱イエルバ・ブエナ代表取締役 2015年９月　立教大学経営学部兼任講師就任(現任) 2016年12月　当社監査役(現任) 2019年１月　㈱イエルバ・ブエナ代表取締役(現任)	2,000株

(注) １．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．宮本竜哉氏は社外取締役候補者であり、略歴に記載のとおり、経営等に係る豊富な経験と高い見識を有しております。このため、当社の企業統治への貢献と経営全般における助言を頂けるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。
３．宮本竜哉氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって５年６ヵ月であります。
４．当社は候補者宮本竜哉氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
５．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用の損害を填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役花畑彦子郎、徳賀芳弘、宮本竜哉の３氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	新任 桜井　えり子（さくらいえりこ） （1964年３月29日）	1986年４月　太田昭和監査法人（現　EY新日本有限責任監査法人）入所 1990年７月　和光堂㈱入社 1993年７月　尾台会計事務所入所 1999年12月　㈱テクノスジャパン入社 2013年４月　同社内部監査室 2016年７月　当社入社　管理グループ 2017年１月　当社内部監査室長（現任）	4,600株
2	徳賀　芳弘（とくがよしひろ） （1955年12月６日）	1987年４月　九州大学経済学部助教授 1990年４月　ワシントン大学経営学大学院客員研究員 2000年４月　九州大学大学院経済学研究院教授 2002年10月　京都大学大学院経済学研究科教授 2006年４月　京都大学大学院経営管理研究部教授 2012年４月　京都大学大学院経営管理研究部長・教育部長（経営管理大学院長） 2014年４月　京都大学東アジア経済研究センター長 2015年10月　京都大学副学長 2016年４月　金融庁　公認会計士・監査審査会非常勤委員（現任） 2019年２月　金融庁　企業会計審議会会長（現任） 2021年４月　京都大学名誉教授（現任） 2021年４月　京都大学産官学連携本部特任教授（エグゼクティブ・リーダーシップ・プログラム委員長） 2021年４月　京都先端科学大学理事・経済経営学部長（現任） 2021年６月　当社監査役（現任） 2022年４月　京都大学産官学連携本部顧問（エグゼクティブ・リーダーシップ・プログラム委員長）（現任）	－株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	新任 城谷佳佑（しろたにけいすけ） （1984年５月４日）	2007年４月　東洋ビジネスエンジニアリング㈱（現　ビジネスエンジニアリング㈱）入社 2019年２月　EY新日本有限責任監査法人入社 2021年９月　税理士法人お茶の水税経入社 社員税理士（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．桜井えり子氏は、略歴に記載のとおり、公認会計士として監査法人及びシステム会社での勤務の経歴を有しており、職務を適切に遂行して頂けるものと判断し、監査役候補者とするものであります。徳賀芳弘氏は、略歴に記載のとおり豊富な専門的知識、経験を有しており、その専門的な見識を経営に活かして頂けるものと判断し、社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって１年となります。

城谷佳佑氏は、略歴に記載のとおり、システム会社及び公認会計士として監査法人での勤務の経歴のほか、税理士登録を行っており、その専門的な見識を経営に活かして頂けるものと判断し、社外監査役候補者とするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役として職務を適切に遂行して頂けるものと判断しております。

３．当社は候補者徳賀芳弘氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

４．当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用の損害を填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第４号議案　退任代表取締役に対する特別功労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される城谷直彦氏は、2013年10月の創業以来、当社の代表取締役社長および会長として経営を担い、創業５年後の2018年12月には東証マザーズ市場（現グロース市場）への上場を果たすなど、着実に事業を成長させ、現在の当社の事業基盤を築き上げてきました。

つきましては、その在任中の功労に報いるため、その貢献度に鑑み、特別功労金として40百万円を贈呈したいと存じます。

なお、支給額は、基準となる報酬月額、在位年数、役位別の係数に基づき算出しており、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
しろたに　なおひこ 城　谷　直　彦	2013年10月　当社代表取締役社長 2020年６月　当社代表取締役会長(現任)

第５号議案　監査役の報酬額改定の件

現在の監査役の報酬額は、2016年12月20日開催の臨時株主総会において、監査役の報酬額を年額12百万円を上限としてご決議いただき今日に至っておりますが、このたび監査体制の一層の充実を図るため、またその後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬額を「年額20百万円以内」と改定させていただきたいと存じます。

本議案は、主には他社比較で低めとなっている常勤監査役の報酬を改定するため、かつ当社の事業規模等を総合的に勘案して決定しており、相当であるものと判断しております。なお、現在の監査役の員数は３名であり、第３号議案を承認いただきますと、監査役の員数は３名となります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都新宿区西新宿三丁目20番２号
東京オペラシティタワー　７階　第２会議室
（７階へは、２階よりいずれのエレベーターでもお越しいただけます。）
電話（03）6383－3261

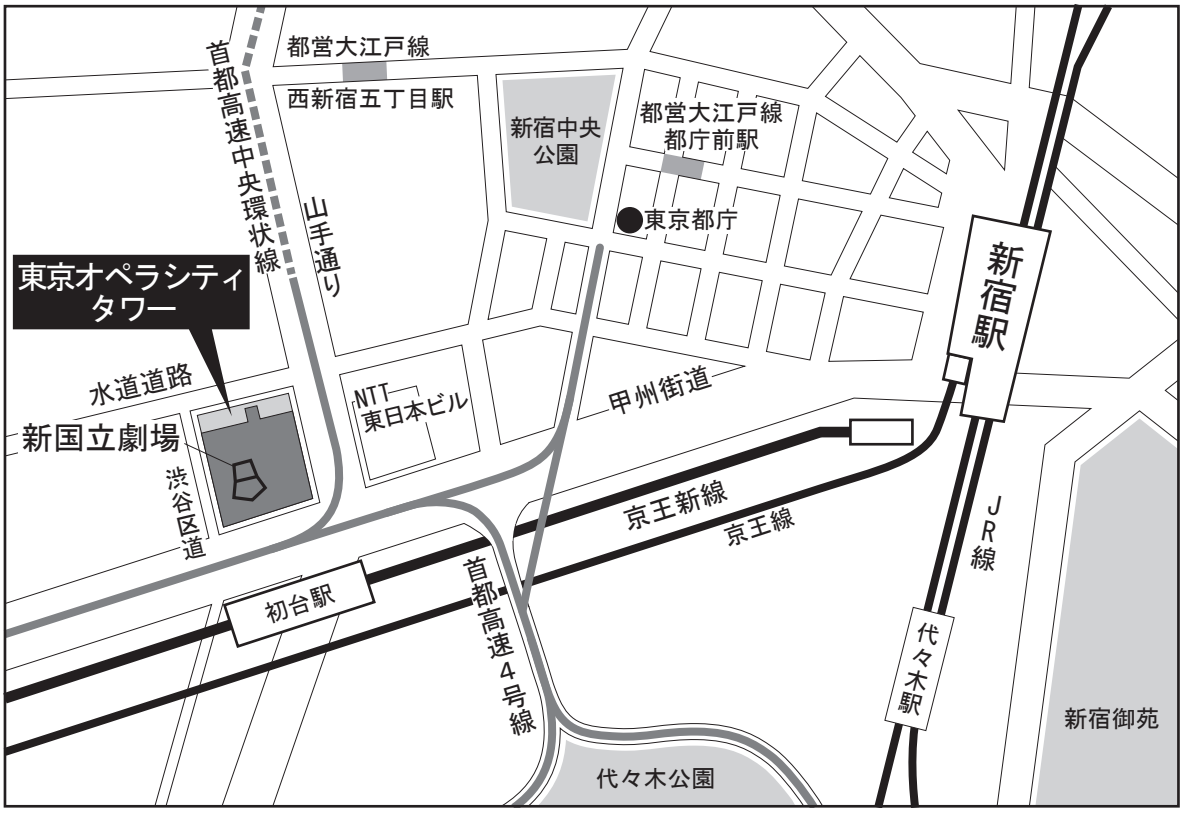

■京王新線（都営新宿線乗り入れ）「初台駅」東口より徒歩２分
■甲州街道・山手通り初台交差点角

・新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主の皆様におかれましては、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。
・お土産のご用意はございません。
・出席者間の適切な距離を確保するために、入場をお断りする場合がありますので予めご了承ください。
・当日は、会場入り口で検温をさせていただくことがあります。また、発熱などの症状があると認められる方には入場をお断りし、お帰りいただく場合があります。
・会場内では、マスクの常時のご着用や、アルコール消毒液のご使用等にご協力をお願いいたします。